

2023年（令和5年）杉並区議会・第1回定例会  
日本共産党杉並区議団（富田たく）の代表質問に対する  
岸本聡子区長の答弁（文字起こし）

作成：日本共産党杉並区議団 富田たく

※杉並区議会 HP の録画配信より文字起こししましたので、正式な議事録ではありません。間違い等ありましたら、ご指摘ください。

**【答弁】（問1、2）物価高騰に対する区長の認識について**

日本共産党杉並区議団の富田たく区議の質問に対し、答弁いたします。

まず、物価高騰の影響などについてのご質問にお答えします。

私は就任直後、区民生活を守り抜くという気持ちで、補正予算を編成し、物価高騰対策を実施してまいりましたが、今回の物価高騰は、区民生活の広範囲に大きな影響を及ぼしていると考えております。

生活者のアンケートを実施されたことを拝見しまして、このような物価高騰の影響をより受けやすい、例えば非正規雇用の方、女性、ひとり親世帯、高齢者の方々等、そういったことを丁寧にお聞きするお仕事だと思えます。

報道によれば、複数の企業において賃上げの動きが出てきておりますが、その恩恵を直接受けることが難しい方たちも多くいらっしゃいます。そうした観点から私は、区内の中小企業や個人商店といった、区民生活を支えてくださっている方たちへのサポートは、区民全体の暮らしを守る視点からとても大切なのではないかと考えています。

特に電気料金に関しては、夏前にはさらに負担が増加することが想定されます。今後、光熱費を含めた物価高騰が区内事業者にどんな影響を与えているかを見極めた上で、年度途中であっても、区民生活を下支えするためのサポートが必要と判断すれば、補正予算対応も含め、しっかりと対応してまいりたいと思えます。

**【答弁】（問3、4）消費税減税とインボイス制度について**

次に、消費税減税及びインボイス制度についてのご質問がありました。

現下の厳しい社会経済情勢を踏まえ、区民区議会を含め様々な場で消費税の有り方を議論することが必要ではないかと考えています。そういった意味で、現時点で区から要望する考えはございま

せん。

また、インボイス制度につきましては、国において制度導入に向けた事業者の準備状況や取引への影響を検証の上、必要な措置を講じること等について、特別区長会から国に要望するよう、当区から働きかけていくこととしてございます。

### **【答弁】（問5）他区の事例の紹介と給付金の拡充について**

次に、区独自の家計に対する支援についてのご質問がございました。

この間、家計に対するサポートとしては、ご指摘のあった他の特別区での支援策など、特に、子育て世帯を中心とした支援策が打ち出されていることは承知をしております。また、これ以外に、国による出産・子育て応援交付金の支給や、東京都による18歳以下の子どもに対する月5,000円の給付といった施策が矢継ぎ早に打ち出されたほか、現在、国会では、児童手当の所得制限をなくす方向での議論がスタートするなどといった動きもみられるところです。

区では、来年度も引き続き物価高騰対策を行ってまいります。国や東京都、また他の自治体が打ち出す施策を注視、分析しながら、区としての新たな対策の必要性も含め、検討してまいります。

### **【答弁】（問6）家賃助成の早期実施を**

次に、家賃助成の実施に関してですが、これまでご答弁申し上げておりますように、令和6年度からの実施に向け、令和5年度に検討を行うこととしており、この考えは私の公約を踏まえて修正する実行計画案にも反映しているところです。

なお、ご指摘の緊急実施につきましては、令和5年度の検討の中であわせて検討してまいりたいと考えております。

### **【答弁】（問7）「住まいは権利」との理念を明確に**

次に、住宅マスタープランの改定に関してですが、住宅マスタープランは、住生活基本法や杉並区住宅基本条例に基づく計画でございます。

住生活基本法の基本理念には、「住宅が国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤」であることが明記されております。また、杉並区住宅基本条例では、「杉並区の住宅施策は、良好な住環境の下で、良質な住宅が確保され、区民一人ひとりがゆとりある住生活を主体的に営むことができるようにすることを目標とする。」と規定しています。

私も「住まいは権利」という見地は尊重すべきものと考えており、計画の改定にあたりまして、縷々申し上げた点を踏まえ、その理念は包含したとの認識でございますが、本件については今後都

市環境委員会への報告、パブリックコメントの実施により、幅広くご意見をいただきたいと考えております。

### **【答弁】（問 8）高齢障害者の住宅問題について**

次に、高齢障害者の住まいの確保のご質問にお答えします。

まず、現在区内には 69 か所の障害者グループホームがあり、入居を希望される方の状況に応じて高齢障害者の方にもお入りいただいております。障害者の家族等からは、依然、グループホーム増設の要望が多く寄せられているため、今後も引き続き、民間事業者の力を得ながら、実行計画に沿って、障害者グループホームの開設を進めて参ります。

また、高齢障害者の民間賃貸住宅への入居支援については、居住支援協議会と連携して入居の促進を図っており、アパートあっせん事業などの諸制度を活用し、高齢障害者を含めた高齢者世帯は、この間年間 100 件程度で推移しています。今後も、引き続きいねいな入居支援に取り組んでまいります。

### **【答弁】（問 9， 10）事業者への支援について**

次に、医療機関を含めた事業者支援に関するご質問ですが、引き続き、電気・ガスなどの光熱費を含めた物価高騰の推移等を注視しつつ、更なる追加対策が必要と判断した際には、ご指摘のあった他自治体の取組などを参考に、支援の対象範囲などを検討したうえで、迅速な対応を図ってまいりたいと考えてございます。

### **【答弁】（問 11）冷暖房機器等への支援を**

次に、事業所における設備機器の更新に対する支援についてのご質問ですが、区では、令和 4 年 10 月から原油価格・物価高騰等対策特例資金の使途に設備資金を追加しているところであり更なる支援の必要性につきましては、今後の社会経済状況の変化等を踏まえながら、考えてまいります。

### **【答弁】（問 13）実質的に東京都が保険料額を決定している状況について**

次に国保料の算定に関わるご質問にお答えします。

国保料の算定は、都から示された納付金の額を踏まえつつも、当該年度における被保険者の状況、例えば、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う医療費負担への影響等を勘案するなどして、各保険者が自ら定めるものであり、都が保険料を定めているといった認識は持ってございません。

### **【答弁】（問 14） 区長会での岸本区長の姿勢について**

次に国保料に係る区長会での発言等についてのご質問にお答えします。

区長会総会の中では、納付金の上昇が令和 5 年度の保険料算定に大きな影響を与えていることから、財政運営の責任主体として都がその役割を果たしていただきたい旨申し上げるとともに、区長会として都に意見を出すようお願いいたしました。

その後、区長会では、国及び都に対し「令和 5 年度国民健康事業納付金算定結果に対する緊急要望」を提出し、必要な財政措置を特例的に講じるよう求めたところです。

### **【答弁】（問 16） 保険料値上げを抑えるための法定外繰り入れは従来を上回る対応が必要**

次に法定外繰入についてのご質問にお答えします。

国保における法定外繰入は、保険料の急激な上昇を抑制する場合や、保険料の収入不足や減免、さらには保健事業等を実施するための充当財源としており、令和 5 年度の当初予算においても、同様の観点から法定外繰入を見込んでいるところでございます。

### **【答弁】（問 12、16） 国保料の値上げ抑制の努力を**

次に国保料についてのご質問にお答えします。

国保料で賄うべき令和 5 年度納付金は、前年度に比べ約 6%の増加となり、国保料の算定に大きな影響を与える結果となっています。一方、被保険者においては、コロナ禍の影響が未だ収まらない中、物価高騰など厳しい生活を強いられている状況にあると認識しております。

このため国保料の算定に当たっては、納付金を賄う考え方を基本としつつ、被保険者の実状を踏まえた対応が必要となるものと考えております。

保険料は、区長会合意に基づく統一保険料方式を取っていることから、今後、区長会等において、被保険者の状況等を鑑み国保料について必要な議論を重ね、基準保険料率等を定めるものと考えております。

### **【答弁】（問 17） 国と都が財政責任を果たすべき**

次に国保制度に関するご質問にお答えします。

令和 5 年度の納付金は、前年度に比べ国保制度改革以降最大の上げ幅となり、国保財政をひっ迫させる状況となっております。

こうした状況が今後も続くとすれば、国保制度の安定的かつ持続的な運営を脅かす事態となるば

かりでなく、これまでの国、都、区の役割分担についても、制度的な見直しが必要になると考えております。とりわけ都には、財政運営の責任主体として職責を果たしていただきたいと考えており、先ほどもお答えしました通り、本年度も特別区長会を通じて財政支援の緊急要望をおこなったところ です。

改めて、国、都とともに国保制度に関わる課題の共有に努め、解決に向けて見直しに取り組まれるよう求めていますと考えております。

### **【答弁】（問 1 8～2 1）学校給食費の無償化について**

次に、学校給食の無償化に関するご質問にお答えします。

今年の出生数が 80 万人を割ることが確実視されるなど、少子化が加速度的に進む中、各自治体における危機意識が高まっているとともに、公で実施すべき子育て支援に対する考え方が大きく変わりつつあるものと考えております。

そうした中で、本来、学校給食の無償化は国の責任において実施すべきところ、その具体的な動きがないことから、多くの区で令和 5 年度からの実施または実施を視野に入れた検討が進められているものと認識しております。

本区における予算規模からの実現可能性という点では、短期的にみれば、可能性はあると考えますが、私としては、義務教育の一環である学校給食は、時限的な物価高騰対策ではなく、すべての児童・生徒に対し、等しく継続的に無償で提供すべきものと考えています。

そのためには、限られた予算の中で、事業の見直しにより継続可能な財源を確保するとともに、社会全体で子どもを育てていくという区民の合意形成を図った上で、実施すべきものと考えます。

すでに給食無償化を含めた義務教育における保護者負担軽減のあり方について、教育委員会が設置した検討組織の中で検討を開始しておりますが、現下の厳しい物価高騰など子育て世代を取り巻く環境を踏まえれば、早急に検討を進め、結論を出すべき課題であると考えております。こうした点を踏まえ、引き続き、スピード感をもって検討を進めてまいりたいと存じます。

### **【答弁】（問 2 2）就学援助の拡充の必要性和 1.3 倍の理由について**

次に、就学援助認定基準の引き上げによる認定対象者の拡大に関するご質問にお答えします。

他の会派へのご質問でお答えしましたが、児童のいる世帯の平均所得金額は近年増加しているものの、今年度に入り実質賃金のマイナスが続き、急激な物価高騰に賃金の伸びが追い付いていない状況があり、認定基準額を超える世帯でも経済的に困窮することを想定し、認定基準の引き上げを実施し、対象者を拡大することとしたものです。

この基準を 1.3 倍にした理由ですが、現行の認定基準額を定めた平成 29 年から令和 4 年 10 月にかけて、消費者物価指数が 5.2 ポイント上昇していることから、この認定基準額に物価上昇率を乗じ、更にこの間の消費税率引上げ等の影響を考慮して、当面の対応として、新たな認定基準の目安額を算出し、それに見合うよう係数を定めたものでございます。

### **【答弁】（問 2 3）認定基準を 2013 年の引き下げ前以上にする事**

次に、就学援助の拡充に関するご質問お答えします。

生活保護基準が平成 30 年から 3 か年に渡り段階的な引下げが行われることとなったことから、杉並区では、生活保護基準の上げがない限り、平成 29 年 4 月の基準を使うこととしているものです。今後も就学援助の見直しを行う際は、保護基準が引き上げられた場合を除きこの基準を使い、必要に応じて係数の調整を図ることにより対応してまいります。

令和 5 年度の就学援助については、今般の物価高騰の状況等を踏まえ、当面の対応として上げを行ったものであり、今後は、区立小中学校の保護者を対象に実施する義務教育の保護者負担に関するアンケート調査の結果なども踏まえて保護者負担軽減のあり方を検討する中で、就学援助の認定基準に加え、対象品目などについても併せて検討してまいりたいと存じます。

### **【答弁】（問 2 4）全生徒への修学旅行費補助金の復活を**

次に、中学校修学旅行費補助金に関するご質問にお答えいたします。

修学旅行費は就学援助制度の支給対象となっていますが、修学旅行費補助金は所得制限のない補助であり、この補助金に限らず、義務教育に係る保護者負担の一律の公費負担を進めることが適切か、経済的に困窮した方を重点的に支援すべきか、区としての考え方の整理が必要であると考えております。これらのことを踏まえ、保護者負担軽減策のあり方・進め方について、検討を進める中で、修学旅行費補助金についても併せて考えてまいります。

### **【答弁】（問 2 5）子ども食堂、食糧支援などの取組に対する支援拡大を**

次に、子ども食堂や食糧支援などの取組についてのご質問にお答えします。

これらの活動は、区民の皆様が、地域の課題を解決するために、ボランティア活動として自主的に行われており、私も大変感謝しております。

富田議員からは、経済的支援についてご提案がありましたが、私には、活動場所や事業を運営していくために必要な場所や情報を提供して欲しいなどのご要望を、直接いただいております。

子ども食堂は、子どもたちへ食事を提供する場だけではなく、子どもの居場所や多世代がつなが

る地域づくりの場としての役割が大きくなっておりますので、今後も、子ども食堂を運営する方々のお話しをお聞きしながら、行政として必要な支援を具体的に検討してまいります。

### **【答弁】（問26）新型コロナウイルス感染症について**

新型コロナウイルス感染症対策に関する一連のご質問についてお答えいたします。

最初に第8波における区内医療機関から報告された感染者数の推移ですが、11月は6,658人、12月は10,208人、1月は5,800人でした。月ごとのクラスター発生件数は、11月は36件、12月は58件、1月は20件でした。入院病床の使用率は11月1日は62%でしたが、その後上昇し、11月11日の91%をピークとして、1月末日には77%となっております。

次に、コロナ病床や検査を含めた医療提供体制の確保については、本来、東京都が担う役割だと考えておりますが、引き続き、区医師会や区内基幹病院と意見交換を行い、現場の実態に即した対策を進めてまいります。また、本年1月11日と12日に、保健所の主催により、高齢者施設の職員・医師などを対象として、クラスター発生時の対応、標準予防策といった新型コロナウイルス感染症予防対策研修を行いました。このような高齢者施設等での感染対策を進めることは重要であると考えており、今後も、現場の要望に応える支援の実施に努めてまいります。

最後に、5類へ移行することについての認識ですが、現在流行の中心である新型コロナウイルスのオミクロン株は、伝播性が非常に高いものの、発生初期のデルタ株などと比較して重症化率や死亡率が低下しており、感染症法に基づく入院勧告や行動制限といった私権制限に見合った「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ」がある状態とは考えられないことから、5類への移行の判断は妥当であると認識しております。

国においては、5類への移行にあたり、国民に急激な負担増が生じないように、医療費の自己負担分に係る一定の公費支援及び医療提供体制について、3月を目途に具体的な方針を示すとしており、区としては、その動向を注視してまいります。

### **【答弁】（問29）継続している施設再編については、住民との対話・熟議による見直しの検討を**

次に、児童館・ゆうゆう館の再編に関するご質問にお答えします。

児童館・ゆうゆう館の再編については、これまでの取組の検証等を行い、新たな方針等を決定する予定です。このため、それまでの間、現計画に基づく再編整備の取組は一旦立ち止まることとしましたが、緊急性の高い行政課題への対応を伴うもので、取組の進捗状況等も踏まえ、立ち止まるのが困難な取組については、昨年秋に、例外的に整備を進める決定をいたしました。ご指摘のあ

った阿佐谷南児童館や、ゆうゆう方南館、ゆうゆう高円寺南館の取組については、こうした考えの下、計画どおり整備を進める判断をしたものです。

これらの取組については、この間、地域説明会を開催し、施設利用者の方をはじめとした地域の皆様に丁寧の説明を行ってまいりました。私も説明会に参加し、直接、区民の方の声に耳を傾けてまいりましたが、「児童館再編により、小学校内に場所が移転しても児童館の機能と質が維持されるのか」「ゆうゆう館の再編後もこれまでの活動ができるのか」など、再編に関する不安の声のほか、今後の施設運営に向けたアイデアなど、多くの貴重なご意見をいただきました。

私は、こうした声に寄り添い、利用者や地域の皆さんと共に考え、難しい課題でもよりよい解決策に向けて、できる限りの対応をとっていき、こうしたプロセスそのものが重要であると考えています。このため、ご指摘のあった3施設については、再編に向けた取組を進めてまいりますが、今後も、利用者や地域の方のご意見・ご要望を丁寧にお聞きしてまいります。

### **【答弁】（問30）ゆうゆう天沼館に関わる再編の取り組みの延期について**

次に、ゆうゆう天沼館等の再編整備にかかるスケジュールの見直しに関するご質問にお答えします。

まず、検討の経過ですが、昨年11月19日に開催した説明会では約130名の方が参加し、当初の予定時間を延長し、約3時間にわたって多くのご意見をいただきました。この中では、「これまでどおりの活動ができなくなるのではないか」「計画ありきではなく、区民の声を聴いてほしい」といった不安や疑問の声を多くいただいたほか、利用者目線に立った具体的な提案などもいただきました。また、今般の計画の一部修正に伴うパブリックコメントにおいても、多くのご意見・ご要望をいただいたところです。

私は、予算編成方針でも申し述べたとおり、仮に同じ結論に至るとしても、そこに至るまでのプロセスが大切であり、対話を重ねることで、合意形成の道を拓くことができると考えております。

このため、天沼・本天沼地域に係る施設再編整備の取組については、保育施設や児童相談所の整備に影響が生じることから、白紙に戻すことは困難ですが、このまま進めるのではなく、いましばらく時間をかけて地域や施設利用者の方々との対話を継続し、相互理解を深めていく必要があると判断いたしました。これに伴い、(仮称)コミュニティふらっと本天沼の開設や民設保育園の移転にかかるスケジュールの見直しを行うこととしたものです。

次に、今後の取組ですが、第2回区議会定例会での提案に向けて、改めて意見交換の場を設け、利用者や地域の皆さんの不安の声がなくなるよう、ご意見やご要望を丁寧にお聞きしてまいります。

### **【答弁】（問3 1）施設再編のランニングコスト・イニシャルコスト問題**

次に、区立施設再編整備計画に関するご質問にお答えします。

区立施設再編整備計画の基本的な考え方などについては、現在、検証を行っているところですが、少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化などにより、区立施設をめぐる社会状況が大きく変化する中、老朽化した施設の更新や、時代と共に変化する区民ニーズに的確に対応するために策定されたものであり、コスト削減のみを目的として行うものでないと認識しております。

なお、再編整備の取組だけにかかわらず、限られた財源の中で、安定的な施設サービスの提供や新たな行政ニーズへの対応を図っていくため、そこで働く人が適切に処遇され、必要なサービスをしっかりと提供しつつ、施設にかかるコストの大部分を占めるランニングコストの適正化に取り組んでまいります。

### **【答弁】（問3 2）業務委託後の雇用問題について**

次に、業務委託の従事者の雇用継続に関するご質問にお答えします。

委託事業者には雇用されている従事者は、施設再編に伴う施設の休止などに伴い、雇用が継続されないことがあるなど、不安定な雇用状態にあることは、報道や当事者からお話しを伺う機会もあり、承知しているところです。

区の立場としては、民間事業者の雇用契約に立ち入ることは、難しいとは思いますが、運営を委託している施設の従事者は、区の業務を担う大切な人材でもありますので、現在、実施している指定管理者制度の検証の中で、従事者の労働環境等も把握しつつ、区としてできることはないか、有識者からの意見も伺いながら、研究してまいりたいと存じます。

### **【答弁】（問3 3、3 4）集会施設の減少について**

次に、集会施設についてのご質問ですが、区立集会施設は、区民相互の交流及び活動の拡大を図ることにより、コミュニティの形成に資する目的で設置しており、住民自治の再生・強化を図る観点からも大変重要なものと認識しております。

また、パリ市長による「15分シティ構想」を引用したお尋ねにつきましては、現在進めている区立施設再編整備計画に基づく取組の検証の中で多様なご意見等を把握した上で、今後の施設配置のあり方を検討してまいります。

### **【答弁】（問3 5）子ども子育てプラザのプレイホールの利用拡大について**

次に、子ども・子育てプラザの小学生の利用に関するご質問にお答えします。

この間、地域の方から子ども・子育てプラザでの小学生以上の居場所の拡充を求めのご意見があったことを踏まえ、区では、小学生がプレイホールを優先的に使用できる「小学生タイム」を設けるなどの試行的取組を、3か所の子ども・子育てプラザにおいて、1月から3月までの間実施することといたしました。

この試行的取組に当たっては、利用児童や乳幼児親子を対象にアンケートを実施することとしておりますので、そこで寄せられたご意見や利用実績を踏まえ、9月に開設を予定している子ども・子育てプラザ下高井戸での実施など、子ども・子育てプラザにおける小学生の居場所の拡充について検討してまいります。

### **【答弁】（問36，37）杉並区での児童館のあり方の再検証の必要性について**

次に、児童館に関する一連のご質問にお答えします。

まず、国のワーキンググループの取りまとめにつきましては、専門的な見地から、児童館が今後強化していくべき機能や役割について様々な提案がまとめられたものであると受け止めており、区が今後行うより良い子どもの居場所の検討の際に、参考としてまいりたいと考えております。

次に、検証組織についてですが、区では、この間の施設再編整備の取組の検証等を行うため、昨年12月に区政経営改革推進本部の下に、施設再編整備計画検証部会を設置しました。この中では、更に4つの作業部会を設け、児童館再編をその一つの作業部会として、現在、具体的な検証作業を行っているところです。

ご提案のあった学識経験者を含む検証組織ではございませんが、作業部会の委員には児童館等の現場職員を含むほか、検証結果を取りまとめるに当たっては、学識経験者や附属機関である青少年問題協議会からの意見聴取を予定しており、公平・公正な検証となるよう取り組んでまいります。

### **【答弁】（問38）高齢者人口の増加と単身高齢者世帯の割合**

次に、ゆうゆう館に関する一連のご質問にお答えします。

まず、高齢者人口についてですが、令和4年4月現在、区の人口の約21%で、そのうちの約36%は単身高齢者となっており、少子高齢化の進展に伴い、今後もその割合は上昇すると見込んでおります。

また、ゆうゆう館につきましては、今後の更なる高齢化を見据えたライフスタイルの多様化のほか、施設の老朽化や夜間の利用状況、世代を超えた住民同士の交流の必要性などの観点から、区立施設再編整備計画に基づき、「コミュニティふらっと」への機能継承を段階的に進めてきたところであります。

ゆうゆう館再編に関するこれまでの取組につきましては、利用者及び運営事業者などとの意見交換やアンケート調査などの検証に着手したところであり、来年度に検証結果を踏まえた新たな方針を決定してまいります。

### **【答弁】（問39、40、43）高齢者専用施設の再配置を進めるべき**

次に、ゆうゆう館の役割等についてのお尋ねにお答えいたします。

ゆうゆう館は、ご指摘のとおり、老人福祉法の主旨に基づく高齢者福祉の増進を図ることを目的とした施設であると認識しております。

次に、他自治体の高齢者専用施設の設置状況等についてのお尋ねですが、23区の状況を見ると、多くの区では、高齢者専用の施設が設置されておりますが、一般のコミュニティ施設の一部時間帯を高齢者専用としている区や、計画的に多世代型の施設や他の用途に機能転換を進めている区もございます。

私は、超高齢社会が進展していく中で、高齢者の方が地域の中でいきいきと活動できる居場所をしっかりと確保していくことが重要であると考えており、検証に当たっては、利用者や運営事業者のご意見を丁寧に聴くとともに、他自治体の状況等も参考にしながら、新たな方針の決定に向けて取り組んでまいります。

### **【答弁】（問41、42）コミュニティふらっと条例に老人福祉の観点を**

次に、ゆうゆう館の機能をコミュニティふらっとに継承するのであれば、設置条例において老人福祉法に基づく事業の実施を明記すべきという趣旨のご質問ですが、大切なことは、高齢者を含めた多世代のニーズに応じた事業展開を図っていくことと考えておりますので、これまでの取組について、高齢者団体等の意見を聴きながら検討を進め、その結果を踏まえて、より良い施設整備と運営のあり方を見定めてまいります。

ご指摘のような規定整備の必要性は、こうしたプロセスを経た上で、考えていくべきものと存じます。

### **【答弁】（問44、45）施設使用料の改善について**

施設使用料についてのご質問にお答えいたします。

区立施設につきましては、これまでもご答弁しているように、区民が気軽にいつでも使えるという環境を整え、利用しやすい料金設定にすることが望ましいと考えております。集会施設や体育施設は、地域コミュニティの核として自治の促進のため重要な役割を果たすものであると認識してお

り、そうした認識のもと、見直しを行ってまいります。見直しの内容については、「聴くオフ・ミーティング」等を活用し幅広く区民意見を伺うほか、近隣区市の状況を詳細に調査したうえで決定する考えです。現在、近隣区市の状況を調査するとともに、今月中に施設利用者や無作為抽出の区民を対象にしたアンケートを実施するため、準備を進めているところです。

来年度当初からの使用料引き下げをとのことですが、区民意見の聴取など検討には一定の時間を要すること、また条例改正など所要の手続きが必要なこと等から、使用料の改定時期としては、令和6年度を目指しております。

しかし、私としても、なるべく早く実現したいと考えておりますので、早期の改定に向けて今後とも鋭意取り組んでまいります。

### **【答弁】（問46）「まちづくり基本方針」に継続的に住民の意見を聞き、計画に反映させること**

次に、まちづくり基本方針への住民意見の反映に関するご質問にお答えいたします。

まちづくり基本方針の改定にあたりましては、私が就任して以降、まちづくりにおいても区民参加をこれまで以上に促進するため、様々な手法で意見聴取に努めてまいりました。

さらに、基本方針改定案では、見直しの際に区民参加を基本にすることを新たに記載したところ です。

今後、まちづくりの進捗状況や社会経済環境の変化などを踏まえて基本方針を見直す際には、今回と同様に住民の意見を聞き、幅広い区民意見をまちづくり基本方針に反映させるよう努めてまいります。

### **【答弁】（問47，48）都市計画道路・補助132、221、133号線について**

次に、都市計画道路に関するご質問にお答えいたします。まちづくり基本方針(案)の説明会やパブリックコメントを通じて、都市計画道路に対する考え方は、区民の中にも様々あることを再認識したところです。それら頂いたご意見につきましては、基本方針改定の参考にしていくとともに、補助133号線に関するご意見は、事業主体である東京都へしっかりと伝えてまいります。

事業認可を取得している補助132号線・補助221号線につきましては、対話を重ね、出来る限りの合意形成に努めつつ事業を進める考えです。また、都施行の補助133号線を含め未認可の路線については、来年度以降、都や隣接自治体と連携し、都市計画道路網について検討してまいります。さらに、これとは別に、区においては、優先整備路線の検討を進めるため、整備効果を様々な観点から検証する考えです。

### **【答弁】（問49）パートナーシップ制度の推進について**

次に、パートナーシップ制度についてのご質問ですが、私が、昨年第3回区議会定例会の区政運営に臨む所信で述べたとおり、事実婚カップルを含めたパートナー関係の証明ができる制度を念頭に置くこととしたのは、婚姻制度を利用できない又は利用しづらい2人が幅広く利用できることが望ましいなどの考えによるものです。

こうした中で、骨子案に対しては、区民や区議会において様々な意見があることを踏まえ、本定例会にご提案した条例案等について、区議会により多くの賛同を得て4月の制度導入を目指すべきと判断し、導入時点における制度の対象者は、性的マイノリティのカップルに限定することとしました。その上で、ご指摘のとおり、引き続き多様な意見等を把握しつつ、段階的な見直し・改善に向けて検討し、区民と共に制度をしっかりと育てていきたいと考えてございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

### **【答弁】（問50）会計年度任用職員の待遇改善について**

次に、会計年度任用職員の勤務条件改善に関するご質問にお答えします。まず、当事者である会計年度任用職員の意見等につきましては、直接対話する機会を設け、把握に努めてまいりました。主な意見としては、現状の勤務条件には概ね満足しているが、雇用期間が長くなれば業務スキルが向上するにもかかわらず、報酬額には上限が設定されていることや、勤勉手当が支給されないことへの不満、再度の任用の上限回数が設定されていることへの不安などがございました。

勤務条件改善に向けては、現在、人事課に検討チームを立ち上げ、東京都や他区における勤務条件について調査を行っているところでございます。この調査結果と常勤職員の勤務条件との比較検証などを踏まえ、職員団体と協議を行いながら令和5年の秋ごろまでには改善策をとりまとめ令和6年度から実施する予定です。

### **【答弁】（問51）原水爆禁止署名運動の歴史的資料を収集・保管するための平和資料館の設置を**

次に、原水爆禁止署名運動の記録や歴史的資料の収集・保存と閲覧場所の設置についてのご質問ですが、今年度実施した区制施行90周年記念のファイブストーリーズ事業の一つとして、この運動を取り上げたことを踏まえ、関係者が所有していた、原水爆禁止ニュースや運動に関する手書き原稿などの歴史的資料は、可能な限り郷土博物館に寄贈していただきました。また、ファイブストーリーズ事業のために制作した映像資料や冊子等は、各所管課で適切に保管しているところです。

現時点では、ご指摘のような平和資料館又は資料室を設置するのではなく、これらの貴重な資料等につきましては、郷土博物館での展示や区役所ロビー等における平和関係事業のほか、区公式ホームページ等で有効に活用し、区民等の閲覧に広く供していく考えでございます。

### 【答弁】（問52）核兵器禁止条約への批准を日本政府に

次に、国に対して核兵器禁止条約の批准を要請すべきとのご質問ですが、これまでもご答弁しているとおり、今後とも当区をはじめ、国内の基礎自治体の約99.8%が加盟している「平和首長会議」を通して、日本が一刻も早く締約国となるよう働きかけてまいります。また、この件についての区議会の議論にも期待しているところでございます。

### 【答弁】（問53）安保3文書についての区長の認識、撤回を政府に求めること

最後に、岸田政権の軍拡、増税等に関するお尋ねについてお答えします。

まず、軍拡のための増税についての認識ですが、異次元の少子化対策や物価高騰対策などにより国民生活を支援していくことを打ち出す一方で、防衛費増強のために増税を行うことは、矛盾しているのではないかと疑問に感じている国民の一人です。

国民をはじめ、政府与党内外からも様々な意見があると認識しており、国民に対する丁寧な説明と国民的な議論が必要であると考えています。国において議論が尽くされるよう、私も機会をえて発信してまいりたいと考えております。

## 【再質問】

### 【富田たく】（再質問1）物価高騰対策について

物価高騰対策についてです。

国も総合経済対策をおこなっており今後も継続することだが、この対策は電気・ガス代など限られた一部のみです。また、いずれも供給事業者に補助金を出すものであり、家計や中小業者を直接支援するものではありません。しかも東京電力は家庭向け電気料金を、約3割値上げする申請を経産省へ行っており、現時点でも深刻な状況がさらに加速することは明らかです。

答弁の中で、年度途中でもと前向きな答弁がありました。そこは大変評価するものですが、一刻も早く対応策を検討することが求められているとおもいます。この点について区長の認識をお聞きします。

### 【答弁】（再質問1）物価高騰対策について

物価高騰の影響などについての再度の質問にお答えします。

ご指摘のあった、国の総合経済対策が実施されれば、電力会社への補助金によって一時的に電気料金は下がるものと承知していますが、今年の夏前に想定される電力会社の料金再値上げによって、いっそうの負担増が想定されています。

私も、区民生活の実態が厳しい状況にあることは理解しておりますので、今後の物価高騰の中でも、とりわけ光熱費の動向を見定めつつ、追加での対策が必要と判断した場合には、スピード感をもって対応していきたいと考えております。

### 【富田たく】（再質問2）国保料の値上げ抑制について

次に、国民健康保険料についてですが、第4回定例会でのくすやま議員の質疑に対して保健福祉部長からは、「1月頃に示される納付金の額を踏まえて保険料率を定めることとしており、その際、大幅な増が見込める場合には、その抑制を検討する必要があると考えております。」との答弁がありました。値上げを抑制する必要があると担当所管の部長が答弁したことは大変重要です。

これから東京都から示される納付金の額などの内容で、こうした大幅な増が見込める場合、区長として、こうした部長の答弁と同様の方向で、努力を求められていると思いますが、区長の認識を伺います。

### 【答弁】（再質問2）国保料の値上げ抑制について

国保料についての再度の質問にお答えします。

先ほどもご答弁させていただいたとおり、国保料については、納付金を賄うという考え方を基本としつつも、被保険者の実状を踏まえた保険料とする必要があると考えており、これまでの区長会でも発言してきたところです。

### 【富田たく】（再質問3）学校給食の無償化について

学校給食についてです。

義務教育は無償とするとの憲法の規定から、給食費の無償化を進めることは自治体の責務だと私たちも感じています。物価高騰が深刻な事態なだけに、実施が本当に急がれていると思います。

区長の答弁でスピード感をもって検討するといった答弁があったことは重要な姿勢だと考えています。是非、来年度の年度途中の実施を求めたいと思います。

あらためて、区長の公約である給食費の無償化の実現にむけて、最大限の努力していただきたい

と思いますが、如何でしょうか。

### **【富田たく】（再質問3）学校給食の無償化について**

次に、学校給食の無償化に関する再度のご質問にお答えします。

先程もご答弁しましたとおり、実施するためにはクリアすべき課題はございますが、現下の厳しい物価高騰など子育て世代を取り巻く環境を踏まえ、スピード感を持って検討を進め、結論を出したいと考えております。

### **【富田たく】（再質問4）施設再でのランニングコスト削減について**

施設再編のランニングコストについてです。

ランニングコストの大部分は人件費であります。人件費も含めたコスト削減になると、住民サービスの低下を著しく招くことを懸念します。働く方が適切に処遇されると答弁でありましたので、岸本区政ではそういうことにはならないと思いますが、改めて区長の認識を伺います。

### **【答弁】（再質問4）施設再でのランニングコスト削減について**

区立施設再編整備計画に関する再度のご質問にお答えします。

私は、施設の整備や運営に当たっては、必要な区民サービスをしっかりと提供していくことが何より重要であると考えております。

サービスの根幹を支えているのは人であり、人件費の削減によってサービス水準が低下するようなことはあってはならないと考えております。そのことをしっかりと踏まえた上で、効率的な運営に努めてまいります。

### **【富田たく】（再質問5）都市計画道路について**

都市計画道路についてです。

補助132号線と221号線の事業認可区間についての認識を改めて確認する。この間、全国の道路事業で都市計画の事業認可後に認可廃止となった事例や認可後に道路廃止に向けた取組が進められている事例を紹介してきた。京都府向日市外環状線の事業認可廃止の経緯は、市民による環境保全の問題が提起されたことを受け、市議会で市民の請願を採択、その後、事業中止を決定した。

本年1月12日に開催された西荻地域での都市計画マスタープラン案では、既に着手している事業

認可部分について、「廃止や中止の考えはない」としつつ「中止は可能か不可能かと問われれば可能」とする旨の所管課長の認識が示された。

他自治体の事例にも示される通り、社会情勢の変化や市民からの要望、議会の動向等を踏まえれば、今後も事業認可区間についても見直しも含めた検討が行われると捉えている。改めて、区長の認識を伺う。

### **【答弁】（再質問5）都市計画道路について**

次に、都市計画道路に関する再度のご質問にお答えいたします。

都市計画道路補助 132 号線及び補助 221 号線の事業認可区間につきましては、先ほどもご答弁申し上げたとおり、出来る限りの合意形成を図りつつ事業を進めて行く考えです。

もちろん、事業を実施していくにあたっては、社会経済状況や交付金等財源の動向にも注視しつつ、その地域にふさわしいまちづくりにつながるよう対話を継続するなど丁寧に進めてまいります。

以上